

## 議案第41号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平井伸治

### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(222) 略

(222の2) 家畜改良増殖法施行規則第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付 1件につき1,700円

(222の3) 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 1件につき1,700円

(223)～(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)  
第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(222) 略

(223)～(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)  
第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下の号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 300 平方メートル以上、 <u>1,000 平方メートル未満</u>	1 件につき <u>268,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>104,000 円</u> )
3 <u>1,000 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満</u>	<u>1 件につき 346,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>137,000 円</u> )
4 略	略
5 略	略
6 略	略
7 略	略

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額

ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下の号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 300 平方メートル以上、 <u>2,000 平方メートル未満</u>	1 件につき <u>346,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>137,000 円</u> )
3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 略	略

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額

1 略	略
2 300平方メートル以上、 <u>1,000</u> 平方メートル未満	1件につき <u>29,000</u> 円（簡易評価法の場合は、 <u>25,000</u> 円）
3 <u>1,000</u> 平方メートル以上、 <u>2,000</u> 平方メートル未満	1件につき <u>40,000</u> 円（簡易評価法の場合は、 <u>35,000</u> 円）
4 略	略
5 略	略
6 略	略
7 略	略

イ～エ 略

(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物

1 略	略
2 300平方メートル以上、 <u>2,000</u> 平方メートル未満	1件につき <u>40,000</u> 円（簡易評価法の場合は、 <u>35,000</u> 円）
3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 略	略

イ～エ 略

(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物

に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 略	略	略
2 一戸建ての住宅以外		

に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 略	略	略
2 一戸建ての住宅以外		

の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）  
 (1)～(4) 略

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア～ウ 略

(315の11) 建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に

の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）  
 (1)～(4) 略

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア～ウ 略

(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に

掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～ウ 略

(316)～(328) 略

2 略

掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～ウ 略

(316)～(328) 略

2 略

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第222号の次に2号を加える改正規定は、公布の日から施行する。